

## 予算特別委員会記録

○開催日 令和7年12月12日 午前9時30分～午前11時44分

○場所 議場

○出席委員

12番 吉 嶺 周 作 委員長	3番 辻 本 貴 志 副委員長
4番 上 迫 正 幸 委員	5番 水 野 正 子 委員
6番 立 石 幸 徳 委員	7番 豊 留 榮 子 委員
	9番 禰 占 通 男 委員
10番 平 田 るり子 委員	11番 橋 口 洋 一 委員
議長 眞 茅 弘 美	

○欠席委員

2番 下 竹 芳 郎 委員

### 【議 題】

議案第71号 令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

議案第72号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

### 【審査結果】

議案第71号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第72号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第73号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第74号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（眞茅弘美） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に吉嶺周作委員、副委員長に辻本貴志委員を選出]

### △議案第71号 令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

○委員長（吉嶺周作） 本委員会に付託された案件は、補正予算4件であります。

まず、議案第71号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（田代勝義） 議案第71号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,177万6,000円を追加し、予算総額を160億6,210万円にしようとするもので、当初予算額に対し8.3%の伸びとなります。

債務負担行為の補正は、道路維持補修工事費ほか1事業を追加するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしまして、一般職人件費ほか10件を記載しております。

今回の補正財源につきましては、国庫支出金4,922万5,000円、繰越金4,223万3,000円、県支出金1,755万1,000円、市債490万円、諸収入ほか66万7,000円の増と、繰入金280万円の減で措置いたしました。

以上、概略御説明申し上げましたが、審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 説明資料の2危険空家等解体撤去事業についてお伺いいたします。

この378万円は、今回何棟の解体費用になりますでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 13棟になります。

○10番（平田るり子） この13棟の解体は大体どれぐらいの期間を要しますでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） この補正予算を議決していただいてから、大体2月末日ぐらいまでに13棟解体を終わらせたいと考えております。

○10番（平田るり子） 今、本市では空き家調査が実施されていますが、どのような事業者が行うのか、調査はどのような方法で行うのか、そして、どのような結果が得られるのか、その結果を今後、空き家対策にどのように活用していくのか、この4点について、お聞かせください。

○総務課参事（平田寿一） 今回の空き家の実態調査につきましては、株式会社ゼンリンに委託をして調査を行っております。

この調査は、空き家の棟数を把握するための現地をずっと市内全域を回ってカウントする空き家の棟数を調べる。その棟数を調べる中で、空き家の状態も外観の目視になりますけれども、外観調査を併せて行うということ。

それから、空き家を把握できた後、その所有者等に対しまして、今後この空き家に対してどういった使い道とか、管理をしていくのかという意向調査を行います。

これらの調査をすることで、今後令和9年度から5年間、空家等対策計画をまた更新する予定ですが、それを作成するための基になる基礎資料となります。

また、今後、市として空き家対策を講じていくために、その意向調査の結果等を基にしながら、どういった考えを所有者が持っているのか、あるいはどういった要望があるのか、そういったところを考えながら、次の空き家対策を講じるためのヒントになる、材料になるものがたくさん得られるのではないかと考えております。

あとこの調査をゼンリンにしてもらっているんですけども、ゼンリンに委託した理由が、まず、ゼンリンがその空き家コンテンツを持っていると。住宅地図をつくる会社ですけども、住宅地図をつくる段階で、空き家の情報データを持っているということ、それから地図についてはいろんな地図が出ているんですけども、個別にここは誰の家とか、ここには何があるというところまで記載している地図を持っているのはゼンリンだけという理由もありまして、ゼンリンに委託をしているところです。

**○10番（平田るり子）** 市民の方からの意見ですけども、調査を行う機関、業者、このゼンリンがどのような調査をしているのか分かりにくいということでした。そしてまた、調査に来られた方が本当にその機関に所属している職員なのかが不安だと。

最近では、調査を装った詐欺や不審な訪問も報告されておりますので、正しい調査かどうかを見極めるとするのがかなり難しいという思いがあるということでした。こういった声が寄せられています。

今回、この補正予算の危険空家等のこの事業と、またこの解体撤去を含めた危険空家調査の説明と理解をしっかりとこの市民の方にお知らせしていただきたいと思っております。

**○総務課参事（平田寿一）** 今、市民の方もちょっと分かりにくいという話もありましたけれども、私たちが防災行政無線とホームページを使って、調査に回られる方は、ビブスといって調査員だよって見た目が分かるようにビブスを着用していること、それから腕章をつけて、市が発行した身分証明書を携帯しているということをお知らせしております。

そして、調査をするときは、空き家であっても、個人の所有物でありますので勝手に敷地内に入らないように公道からの目視調査を行っております。公道からの目視と、後でデータを整理する際に、写真を遠景からと近景からと撮らせてもらっています。

そんな形で、調査をしていますよっていうのを防災行政無線とホームページでお知らせしてしますので、またそういう不安があるのであれば、防災行政無線等の放送の回数を増やしていきたいと思っております。

**○6番（立石幸徳）** 空き家解体の財源ですね、今度も378万円の補正で財源が全部一般財源になっているんですけど、ここ当初予算で最初この事業の予算が出て、6月補正、9月補正、今度の12月補正、全部空き家解体事業は予算が出てきているんですよ。

前もちょっと聞いたような気がするけどちょっと記憶が薄いんですけど、この国庫補助金は、この事業にはどういう形で補助金が出されてきているわけですかね。

**○総務課参事（平田寿一）** 国庫補助金については、国の空き家対策総合支援事業という事業を使って、補助金を活用して、解体であったり、今やっている実態調査も補助金を使ってやっています。

現在、その歳入予算の総額が1,063万2,000円となっているんですけども、その内訳が、実態調査にかかる分が542万3,000円、解体撤去にかかる部分が407万8,000円で、合計で950万1,000円になるんですけども、歳入のほうは、さっき言った1,063万2,000円を上げているんですけども、実際は950万1,000円しか交付決定をいただけなかったということで、そこで差が出てきております。今回の部分については、歳入のほうは予算は上げずに提案をしたところです。

**○6番（立石幸徳）** そうすると、まず確認したいのは解体の件数は全然関係ないんですか、その国庫補助金の算出というか根拠は。件数には全然関係なく国庫補助金は出てくるんですか。

**○総務課参事（平田寿一）** 解体の件数も関係してくるんですけども、当初に交付決定をいただいた後、また、変更の交付決定をする時期というのが、9月以降になります。

その交付決定通知をいただいた後じゃないと、国庫の対象にならないものですから、当初の国庫の予算分を使い切った後に、空き家解体をしても、国庫分の交付決定をいただけていないので、その分国庫に当てはまらない部分が出てくるということになっております。

○6番（立石幸徳） 今度のこの関係の当初予算は、国庫補助金908万円ぐらいなんですよね。そうすると、また9月以降の交付決定と言いましたけど、もう12月に入っているんですけど、2回目っていいでしょうか、その交付決定はいつされるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 12月8日付で交付決定が来ております。

○6番（立石幸徳） そうすると12月8日付の決定は今度のこの予算にはまだ出てないと、こういうことなんですか。

○総務課参事（平田寿一） そういうことになります。

ただ、調定の額が多く上がっている関係で、今回の分をまた入れてしまうと、またそこで開きが出てしまうので、今回の補正分については、歳入を上げなかったというところになります。

○6番（立石幸徳） 最終的には3月補正でその辺は調整といいでしょうか、精算するという理解でいいんですかね。——はい、分かりました。

○5番（水野正子） 空家対策の特別措置法が2023年12月に施行されていますが、市町村は特定空家にならないように、事前に所有者に指導できるようになっているとのことですが、本市でも特定空家にならないように、事前に所有者に指導はされたことあるのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 法に基づく指導はまだ行っておりませんが、その法の中にある所有者等への情報提供ですね、今こういう形になっていますよと、そういうものについては写真を添えて、所有者に情報を提供して、適切な管理を呼びかけているところです。

○5番（水野正子） 情報提供されているということで、今後も続けてほしいと思います。

倒壊の恐れがあると行政が代執行をしたという話も聞きますが、本市で代執行をしたことがあるのか、それとこれから代執行していく予定とかあるのかお聞かせください。

○総務課参事（平田寿一） 本市で代執行をしたことはまだございません。どこの自治体も代執行については慎重な姿勢を取っているんですけども、県内におきましても、持っている情報の中では、2つの自治体で代執行を行ったという情報があって、県内でもなかなか代執行までは行っていないようです。

しかし、あらゆる手を尽くしてそういった危険を排除していかなければならない中で、もう本当にどうにもならないという部分まで来たときには、そういうところまで覚悟しないとイケないかなというふうに考えております。

○9番（禰占通男） 今出ましたこの管理不全空家とか特定空家、今指導まで行かないというけど、それをどのように考えているんですか。明らかにもうおかしいという空き家がありますよ。

いつもこの議場でも出されています。そういうところは今後どうするんですか。今調査しても、調査以前にそういうものがいっぱいあるわけでしょう。それに対しての今後の対応ですよ。

その助言、指導、最終的に代執行までいくのか、そこら辺まではっきりと示さないと、もう今年度も終わりだし、また来年度の予算にも関わってくることだと思っただけですけど、どうでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 管理不全空家等につきましては、現在実態調査も行っております。

実態調査を行う中で、その家の損傷の程度も5つぐらいのランクに分けるようになっております。

それで管理不全な空き家が大体出てくると思いますので、そういった調査の結果を基にしながら、法に基づく指導等を行っていきたくて考えています。

この特定空き家、危険空き家ですね、今、補助金を使ってどんどんどんどん解体が進んでいるんですけども、大分この補助金の制度が浸透して、最初の頃は周辺住民の方から苦情のような形で対応を迫られていたんですが、最近は所有者の方が自ら相談に来るといような形で、解体をするというところについては、大分理解をもらえてきたかなあと思っているんですけども、今後、私たちがやらないといけないことというのは、先ほども水野委員からもありましたけれど

も、この空き家、特定空き家、危険空き家をこれ以上増やさないと取り組んでいくのをこれからどんどん進めていかないといけないと考えております。

○9番（禰占通男） 担当は本当に御苦労だと思います。私もお世話になっております。

持ち主が入院してどうしようもないということで相談したら、古いネットを譲り受けまして、それを公民館の何人かで防御したんですけど。やはり本人はもう管理できないと。

そしてまた、その周りの住宅に影響を及ぼすと、そこまで行ったときに、本市はまたその代執行、そこまでは取り組んでないということだけど、そこら辺まで何らかの方法でこぎ着けてですよ、やはり近隣住宅に安心を与えるというのも一つの手じゃないんですかね。

考えていることとか何かないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 代執行を行うということは、その所有者の代わりに市がお金を立て替えて、そういった措置を行って危険を排除することになるんですけども、排除した後は、解体撤去した後は、また所有者等にそういった費用の請求等をしていかなければなりません。

そういった意味で、なかなか代執行に踏み切るの難しいかなと考えているんですけども、市の空き家条例の中に、緊急安全措置というのがあります。これは所有者等がもう見つからなかったり、あるいは、いても費用的な部分で解体ができないといった方に空き家に対して緊急的な措置を講ずることができるという条文になっておりますが、そういった措置を行うことで、一時的であります危険を免れるといいますか、そういった措置をしております。これまで8棟の特定空き家に対してそういった措置をしております。

措置の内容はほとんどがネットを被せて倒壊しないように、飛散しないようにというような形でやっております。

その空き家の状態によっては、その所有者の方のお断りをいただいて、倒壊しないように潰した上で、ネットをかけるというような措置も行っております。

○9番（禰占通男） この空き家の利活用ですよ。バンクもあるし、それはそれでいいんですけど、持ち主がもう要らないからもらってくれと、そういったものをですよ、若い方が結婚して住宅が欲しいと、そういう方に斡旋という方法もあると思うんですけど、全部一式あげるから登記から全部したらあげますよとかですよ。空き家バンクはバンクでもまた変わった形ですよ。そういうことも私は必要だと思うんですけど、今後そういうことも検討すべきじゃないですか。

わざわざ家を造るのに何千万円もかかる。土地を買う、擁壁する、それが省けて、リフォームぐらいで済むんだったら、ただし、何年か住んでくださいよとかそういう条件が必要だと思うんですけど、やはりそういった物件ですよ、持ち主がこっちにいない、後を継ぐ人がいない、そういうのをあげますって言ったら、私はそういうことも空き家バンクとは別に何か登録制とかそういう利活用も必要だと思うんですけど、今後、庁内の協議とかいろいろあったら検討すべきじゃないですか。お願いしときます。

○6番（立石幸徳） これは9月議会でも確認したんですけど、いわゆるこの本市の空き家解体の補助額ですね、これが解体工事額と比べて30万円という上限をつくって、この研究・検討をずっとされているってということでは答弁をいただいているんですけどね。

これはまだ検討中ということなんでしょうか、それともなかなかその補助金の額を変えるということは、いろんな意味で支障も出ると思うんですけど、まだ検討中ということになっているんですか。それとも市としてのその点の検討は、どういう形で終わるといえるのか、その辺の状況を教えてほしいんですよ。

○副市長（本田親行） 空き家解体に対する補助につきましては、これまでも申しておりますように、平成25年度から補助を開始しまして、これまでの交付の件数について240件、補助金についても6,500万円を超える補助を行ってきております。

6番委員からただいまありましたように、物価高騰によって解体費等も上昇してきているので、

その増額を望むといった意見があることは承知しております。

また、令和8年度の予算編成に向けての庁内協議も先日行いましたけれども、その中で、物価高騰の影響を受けているものはこの解体費補助だけということではないし、また、近隣の市町村と比べても補助率であったり、補助額であったり、遜色はないということで、来年度8年度の増額については、見送るといった庁内の検討結果を出したところでございます。

○4番（上迫正幸） 説明資料の中の3移住者住宅確保支援事業補助は、何件ぐらいの申込みが今あるんですか。

○企画調整課長（笹原正二） 移住者住宅確保支援事業につきまして、当初予算におきましては、新築住宅を2件、100万円を2件で200万円、中古住宅の取得を50万円2件ということで100万円、リフォームを20万円の2件ということで40万円、合わせて340万円の当初予算を組んだところでございます。

現在のところ、これまで補助件数5件ございます。

新築住宅3件、中古住宅2件ということで、合わせて5件ということになります。新築住宅につきましては、70万円を3件、中古住宅については、50万を2件ということで、合わせて310万円の執行が現在行われているということでございます。

○4番（上迫正幸） これは令和3年度から取り組んでいた事業ですかね。

○企画調整課長（笹原正二） おっしゃるとおり、令和3年度から改修しております。

○4番（上迫正幸） 令和3年度から今年度までの申込みの総数が分かったら教えてください。

○企画調整課長（笹原正二） 令和3年度から順に申し上げます。

令和3年度が件数6件、交付額306万円、令和4年度が件数10件、交付額482万6,000円、令和5年度が件数7件、交付額338万2,000円、令和6年度が件数10件、交付額が463万8,000円となっております。

○4番（上迫正幸） これは7年度で終了する事業ですが、来年度以降は継続する考えはないんですか。

○企画調整課長（笹原正二） この事業によりまして、毎年度一定数の御利用がございまして。そして、これにつきましてはIターン者、Uターン者を対象とした事業でございまして。

ということで、これを活用した移住者について申し上げますと、令和3年度が14人、令和4年度が19人、令和5年度が16人、令和6年度が21人となっております。

それぞれ住宅を取得して移住された方、つまり、この枕崎にずっと定住を考えてやっぴりの方と考えられますので、効果というのは一定あったかと思っております。

この制度につきましては、移住を検討する際に、他市とのバランス、他市の状況を見ながら、条件も見ながら様々な条件の中の一つに、住宅取得に対する手当がどの自治体、どういうものがあるのかというものを見られる方もいらっしゃるということもありまして、なるべく近隣市であるとかそういったところと条件を遜色ないように調整をいたしまして、計上してございます。

今後につきましても、それを加味しますと、今後は他市でも継続していくという意向がございまして、本市におきましても、来年度以降も継続していく考えではございます。

正式には今後検討されていくという流れになります。

○11番（橋口洋一） 今、Iターン、Uターンということでお話がありましたけれども、Iターンに該当する方の把握はされているところでしょうか。

○企画調整課長（笹原正二） 補助金申請の際に、戸籍も見せていただきます。その中でIターンの方、本市に履歴のない方を確認しています。

Uターンの方につきましても、条件を設けておりまして、3年間本市に居住をされてない方を同じように確認をいたしまして、それで条件が合致された方に対して交付しているという状況です。

○11番（橋口洋一） とすると、Iターンの実数は把握できているところでしょうか。その方々は、枕崎を目指して来ていただいているということだと思いますが、その件数はお分かりになれば、お示してください。

○企画調整課長（笹原正二） この制度利用によりますIターン者の数でございますけれども、令和3年度が14人、令和4年度が13人、令和5年度が11人、令和6年度が17人ということで、先ほど申しあげました数字と比較しますと、Iターン者のほうが割合が高いという形になっております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。

この移住者住宅確保支援事業ということで230万円上がっていると思うんですけども、その財源については、どちらのほうから、これその他という区分になっていると思うんですけど、それと一般財源が関わってくると思うんですけども、このその他っていうのはどういった財源になるのでしょうか。

○企画調整課長（笹原正二） この事業につきましては、ふるさと応援基金を活用させていただいております。

○委員長（吉嶺周作） 私からよろしいでしょうか。Iターン者でもUターン者でも、この補助事業を利用するに当たり、要件で、よそから来て何年間は使えるんですかね。枕崎に転入してきて、この住宅補助は5年以内とかそういう要件はありましたか。

○企画調整課長（笹原正二） 基本的にはこの補助要綱が存在する間に転入された方、そしてこの補助要綱の期限内での適用になりますので、その間に転入された住宅を取得された方については対象となってくる制度になっております。

ただ、時限が令和7年度までとなっております。今後につきまして、これを継続していくという本市の正式な決定がありましたら、補助要綱を改正いたしまして、対象とする期間についても、併せて詳細について検討していくという形になってまいります。

○委員長（吉嶺周作） 前、Iターンの方から言われたんですけど、枕崎に無職で転入してきて、就職が決まらないうと。それから最終的に新築住宅を購入するためには、仕事を決めて会社に入って、所得証明が出るまでは2年目になったりするわけじゃないですか。

それで、銀行の2年分の申告書を持って来てくださいますとかあるので、その期間が長ければ利用しやすい補助金だと思うので、なかなかその辺はUターン者、Iターン者にとってちょっと壁になっていると思うんですよ。そこを少しでも長く転入してきて5年以内とかですよ、そこら辺を今後検討していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○企画調整課長（笹原正二） ただいま委員長からありました件につきましても、そのほか様々な御意見をいただいております。今委員長からいただいた件につきましても検討いたしまして、今後継続していくという決定がなされましたら、補助要綱も含めてですね、検討して、整理も含めて加味させていただきたいと思っております。

○3番（辻本貴志） 末尾資料の7障害者自立支援給付費について、今回6,400万円補正がついているんですけど、その中でも最も多いサービス区分と具体的な理由を教えてください。

○福祉課長（平塚孝三） 介護給付費、訓練等給付費で最も多い、これは給付額ということでしょうか。

最も多いサービス内容としましては、生活介護で今、令和7年3月から令和7年10月までの実績ですけども、1億4,167万5,280円という実績が出ているところでございます。利用人数といたしましては、645人でございます。

○3番（辻本貴志） この増えた理由っていうのはありますでしょうか。

○福祉課長（平塚孝三） 増えた理由というのが、令和6年度の報酬改定に基づきまして、処遇改善の部分の加算が改定されております。そういったものの影響もあって増加しているところで

ございます。

○9番(禰占通男) この介護部分で生活介護とおっしゃいましたけど、この訓練とかその点についてはどうなんですか。どのようになっているんですか。

○福祉課長(平塚孝三) 訓練等につきましては、一番大きなサービス内容ですけども、就労継続支援という区分がございますけれども、それが1億0,560万8,215円、これは令和7年3月から令和7年の10月までの実績でございます。

利用人数ですけども、これは延べ人数ですけども、707人が利用しているところでございます。

○9番(禰占通男) 今、就労支援が707人、こういう方は本市内で働いているとかそういう意味ですか。

○福祉課長(平塚孝三) 先ほど答弁しました人数については、市内の住民の方でございます。

支援事業所につきましては、枕崎市に今4か所ございますけれども、近隣の支援事業所でサービスを受けている方もいらっしゃいます。

○9番(禰占通男) もう一点、この自立訓練とかこれ含まれると思うんですけど、今から頑張っただけで自立に向けて、そういう部分は分かってないんですか。

○福祉課長(平塚孝三) 自立訓練、生活訓練のサービスを受けている方が、先ほどと同じく令和7年3月から10月の実績でございますけれども、延べ人数で37人、給付額で367万5,880円という実績が出ているところでございます。

○5番(水野正子) 障害者自立支援給付費を利用されている方の年齢は何歳ですか。18歳以上とか。

○福祉課長(平塚孝三) 今回お願いしてございます障害者自立支援給付費の介護給付費訓練等給付費につきましては、障害者ということで、18歳以上の障害者の方の利用となっております。

サービス内容においては、短期入所でありますとか、障害児も利用できることになっておりますので全てが障害者ではない。障害児の利用者については、今のところ、6名程度の方が利用しているところでございます。

○5番(水野正子) 適切なサービス提供をお願いしときます。

○11番(橋口洋一) 関連で6,479万円ということで、結構大きな金額ですけども、この金額は、定期的に交付されるものということでこの金額になったんでしょうか。

○福祉課長(平塚孝三) この増額の要因でございますけれども、障害者自立支援給付費の介護給付、訓練等給付費について、令和7年度の当初予算に5億9,196万2,000円を計上しているところです。

利用者数及び利用料の増加に伴いまして、その支給実績の伸びによって、当初予算額では不足が生じる見込みになったところです。

補正額の算出につきましては、上半期4月から9月の支出額が3億2,703万3,365円となりまして、今後の支出見込額はその上半期の実績を考慮した一月当たりの費用を5,495万3,000円程度と見込みました。

それで下半期の6か月分を3億2,971万8,225円と見込みまして、年間必要額を6億5,675万1,590円としたところです。その不足額として6,479万円の補正をお願いするものです。

なお財源としては、国負担が2分の1、県負担4分の1を充当しているところでございます。

○11番(橋口洋一) そうすると、見込み違いが結構大きかったということになると思うんですけども、その見込み違いにつながる利用対象の増はどういった要因があったんでしょうか。

○福祉課長(平塚孝三) 毎年度、次年度の予算計上をする場合におきましては、当年度の大体上半期ぐらいの実績に基づきまして算出して計上しているところでございます。

先ほど令和7年度の当初予算で5億9,196万2,000円を計上したということで答弁させていた

だきましたけれども、既に6年度の決算が6億0,423万6,334円という決算で6年度もそういう実績が出まして、当初予算もその実績に満たない状況であったのも一つの要因でございます。

先ほど辻本委員のところで答弁いたしましたけれども、その処遇改善の部分につきまして、障害者サービス事業所がどういった処遇改善をして加算をとっていくのかというのがなかなか見込めなかった部分もその要因だというふうに分析しているところでございます。

○6番（立石幸徳） この障害者自立支援の制度をよく知らないんですけれども、まず自立支援の対象者は、いわゆる障害者年金の受給者との重複ってこれはあるんですか、ないんですか。

○福祉課長（平塚孝三） 障害者年金を受給していることが条件ではございませんので、そのサービスを利用している方と障害者年金を受給している方の重複はありと認識しております。

○6番（立石幸徳） ある程度はおられるということですか。

○市民生活課長（奥山博史） 障害者年金と福祉課の障害者では審査するところが違いますので、必ずしも一致はしないですが、大多数が一致というか、重複しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 大多数が年金も受給されていると、そういうことですね。

それで以前、私もこの障害者年金のことで一般質問をしたんですけどね。ちょっと正確じゃないかもしれませんが、数年前、障害者年金の算定といましようか、なかなかその申請して、極端に2年ぐらい前ですかね、対象者が減ったと。厚労省のほうでもう一回再算定といましようか、全国からいろんなその苦情なりおかしいじゃないかというようなことで、厚労省はもう一回算定を正確にやり直すと表明したんですよ。

やり直すとやった時点で、本市に該当者といましようか、当初もらえなかった人が、年金を受給できるようになった、そういう事例が起きてきているんですか、どうなんですか。

○市民生活課長（奥山博史） 本市の障害者年金の受給者に関しましては、その件で受給の対象になったということは聞いておりません。また対象者も少なかったようです。

○6番（立石幸徳） 近年、今度の議会でも禰占議員から生活保護の関係もあったんですけどね。

どうも国のほうがいろんなこの福祉関係の支給、受給、こういうものを、意図的につけていいぐらい非常に厳しくして、本来もらえるような人がもらえなくなる事態、こういうのはやっぱり地方のほうはもう強力に、当然の権利ですから、いろんな形で地方のほうから声を上げるようにこれは要望しておきます。

○9番（禰占通男） この説明資料の1番と、ページで言うと27ページの給与費明細書の部分のこの共済費、今回の補正で共済費だけでも573万円ぐらい出ているんですけど、これは何が変わってこうなったんですか。もともとこれは予定されたものだったんですか、どうなんでしょう。

○総務課長（山口太） 9番委員から本会議でも御質疑をいただいたところでございますけれども、今回の補正は、本会議でも申し上げたかと思いますが、定時決定ということを上申したと思います。

定時決定は毎年9月に行われるものですが、4月から6月の職員の給与の平均額をもとに標準報酬月額が毎年9月に決定されると。

それに基づいて職員の掛金でありますとか、市の負担金が決まっていくわけですが、9月に定時決定というのがなされて、来年の8月まで1年間、その標準報酬月額に一定の率を掛けて、職員の毎月の給与から差し引かれる掛金、そして市の負担金が1年間、その額でいくということに簡単に申し上げればなるわけですが、そこで、これも本会議で申し上げたとおり、人勸に準じた給与改定によりまして職員の給与の額、若年層を中心に大きく上がってきている職員もいるわけですが、それによっていわゆる先ほどから申し上げている掛け金も職員が受ける報酬の額によって変わる。そして、事業主負担分として市が負担する負担金も上がると。

その分で、573万6,000円の補正は、市の負担金が増額になった部分が職員全体でそれだけで

あったと、そういった補正の内容になっております。

○9番（禰占通男） 私は最初共済組合の施行規程がある程度改正になっているから、令和6年度でなっているんですけど、これも関係しているのかなあとということで初日も質疑したんですけど、これについてはこの影響額は出てないということですよ。

○総務課長（山口太） 9番委員がおっしゃるその地方公務員等共済組合法施行規程の改正は直接、今申し上げたこととは関係ないところでございます。

本会議で限度額ということで質疑をいただきました。

私が申し上げたのは、負担金の限度額とかそういったことを、私のほうがそういうふうに理解してお答えしたところもあったんですけども、医療費の限度額のことで、その限度額適用認定証のことだったようでございますが、いわゆるそこで公務員が優遇されているのではないかというような御質疑だったかと思えます。

その点については、いわゆるマイナ保険証を使って受診する場合に、限度額適用認定証を提示しなくてもというところは、そこは共済組合であっても、国保であっても、そこは変わらないところでございますので、今お答えさせていただきます。

○6番（立石幸徳） この説明資料4ふるさと納税の関係で、企業版を今まではポータルサイトは使っていなかったということで、今度、サイトを使って企業版ふるさと納税を進めると、こういうふうになるんですかね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 今回の補正につきましては、寄附を行いたい企業と自治体とを仲介するポータルサイトがございまして、そちらのポータルサイトから本市に寄附を行いたい企業があるということの申出がありましたので、今回、ポータルサイトとの契約を結び、この寄附額に基づいた手数料を伴った契約になりますが、その契約に基づきまして、寄附を受け入れるために当該業者に対します手数料ということで、その寄附額の20%の額の2万2,000円ということで、今回、予算をお願いしているところです。

○6番（立石幸徳） これまでのこの企業版のふるさと納税、今までも来ていたわけですよ、いろいろ金融機関とかいろんなところから。

それとは別個にと言いましょか、サイトを使って、本市のほうからネット上でアップして、何らかの発信をする、そういうことになっていくんですか。

企業版ふるさと納税というのは、そういうあれをしなくても、もう企業のほうから枕崎にふるさと納税をしたいという形が一般的だったと思うんですけど、このサイトを使うというのは何か意味があるんですか、どういう意義があるんですかね。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 6番委員からございましたとおり、企業版ふるさと納税につきましては、通常、一般的には、企業側からの申出ということで、寄附をこれまで頂いてきたところでございますが、ごく一部の例としまして、企業側の意思としてそういった目的に対する寄附ということでポータルサイトを活用しながら、その寄附を受け入れる自治体を探すという手法もございまして、今回、そういった企業様からもポータルサイトを介した寄附ということで、枕崎市のほうに寄附を提供いただいた経緯がございまして。

一般的ではなく特別な例ということで、寄附を受けたこととなります。

○6番（立石幸徳） 一般的なふるさと納税といたら、その返礼品をネット上にアップして、それを発信するというのが一般的にはなされているわけですけど、この企業版のほうはどういうことをサイトを使ってアピールすることになっていくんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 本市のアピールといいますか、一般のふるさと納税の返礼品と違いますけれども、企業版ふるさと納税につきましては、総合戦略の中でうたわれている各種事業がありますけれども、そういった事業に寄附をしたいという企業がある場合に、ポータルサイトで紹介されているので、ポータルサイトを通じて、本市が行います事業に取り組みたいとい

う企業からの申出ということで、今回、寄附を頂いているところでございます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。

5番以外でほかに質問のある方は挙手をお願いします。——それではここで10分間休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

まず初めに5番委員からお願いいたします。

○5番（水野正子） 末尾資料のひとり親家庭等医療費助成事業なんですけど、これの増額の要因をお聞かせください。

○健康・こども課長（鮫島眞一） この事業は、ひとり親家庭の児童や、扶養者の保険診療分の自己負担相当額の助成を行う事業となっています。

このうち、高校3学年修了前の子供については、今年度4月以降、子ども医療費助成制度が窓口負担無料の現物給付となったことから、対象の子供については、子ども医療費助成制度に移行すると想定していましたが、引き続きひとり親家庭等医療費助成制度を選択される方がいらっしゃったことや、大きい額の医療費の申請をされる御家庭があったため、当初予算に対して不足を生じる見込みとなったことから、今回増額の補正予算をお願いしたところでございます。

○5番（水野正子） 現物給付のままということで自動償還払いではなくて、ひとり親家庭と自動償還払いになったのもありましたもんね、何でしたっけあれは。

[傍聴席で発言する者あり]

○委員長（吉嶺周作） 傍聴席は静粛をお願いいたします。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 子ども医療費助成制度につきましては、4月以降、現物給付で窓口負担なしになっております。

ひとり親家庭の医療費につきましては、従前どおりの医療費の支払った領収書を窓口を持参をしていただいて、その後、対象額を振り込みにてお返しするというような制度になっております。

○5番（水野正子） ひとり親でも現物給付ができる、自動償還払いではなかったということですね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） ひとり親家庭等医療費助成については、現物給付や自動償還払いには現在ないところでございます。

○11番（橋口洋一） 関連でこのひとり親家庭等医療費助成というのは、子供と親も対象になるということによろしかったでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 扶養者、一般的には父母になりますが、そちらの方も対象になります。

○11番（橋口洋一） そうすると、子供たちは現物給付ということで、窓口に行っても負担がないというところだったんだけど、ひとり親の制度を使うと、手続をしないといけないというところがある。子供たちだけ窓口で費用がなくなるよというのではなくって、親のほうは手続をしないと、その費用が助成が受けられないというような形になるので、その選択を親のほうしなかったということで、ひとり親っていう制度で、この金額が上がってしまったと、そういう感じになるんでしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 11番委員のおっしゃるとおり、そういう認識で結構かと思えます。子供の方のみ、子ども医療費助成制度のほうに移られた場合は、窓口無料の現物給付となりますが、扶養の方については、引き続きひとり親家庭等医療費助成制度に残ることになりますので、引き続きの手続が残るということで、子供についても、子ども医療費助成制度のほうには移行せずに、ひとり親家庭等医療費助成制度のほうに残られる方がいらっしゃるということ

になります。

○6番（立石幸徳） 本年4月から、鹿児島県は全国でも一番遅れて、ようやく長年かかってその現物給付を実現して、にもかかわらず、実際制度を進める中で、課題っていいでしょうか、残るような感じがしているんですけど、本市もですけど、県内の全体的な状況では今、親のほうはこっちのひとり親の制度を使うという状況、その辺の県下の状況はどういうふうに掴んでいるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 県内のほかの地域の状況については、把握ができていないところがございます。

○6番（立石幸徳） その辺も、しっかりしないとこの本当に長年かかって、鹿児島県がやっと現物給付になったにもかかわらず、制度を進めていく中で、まだ問題点があるとなると、その辺も今後解消していかんといかんわけですよ。

県下の状況がまた分かったら、その時点でお尋ねをさせていただきます。

○5番（水野正子） 子ども医療費にこのひとり親の子供たちも移行するかと考えていたと思うんですが、そこは移行がなかったということで、そこは選択ができるということなんですけど、希望に沿うようお願いしたいと思います。

○9番（禰占通男） 今親の部分ですよ、ひとり親の、子供は子供で先ほど説明がありました。この助成部分というのはどうなっているんですか。もうひとり親の親が一応、医療費いろいろ払った部分に対して、助成の割合とか、その点についてはどのようになっているんでしょう。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 窓口でお支払いした保険診療分の自己負担分全額が払戻しになる仕組みになっています。

○9番（禰占通男） そうすると、普通の親よりは優遇されているということですよ。そういうふうにならないんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 制度上配慮されていると考えています。

○10番（平田るり子） 予算の18ページ、6老人福祉センターの修繕料について、これは何の修繕料か教えてください。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 今回の老人福祉センターの修繕料につきましては、保健資料室に設置している空調が不良となりましたので、そちらを修繕する必要が生じたために、今回補正予算をお願いしたところでございます。

○10番（平田るり子） この老人福祉センター、隣接している健康センターも含め、この老人福祉センター、健康センターはこれはもう修繕費がどんどん重なって、何度か出されていることですが、健康センターも含め、かなりこれは古い建物になっております。

以前このリフォームや建て替えやこの移転、こういった必要性が議会でも議論されましたが、今回条例改正で、市立病院に小児科が新設されることになります。

国が子育て支援に力を入れている今こそ、副市長、この機会を捉えてですね、国がこういった支援を出すわけですから、ここを捉えて市立病院周辺の空き地を活用して、子供のための健康センター、お年寄りのための福祉センターの新設なりこういったこの計画をぜひ、この第7次枕崎市総合振興計画に入れていただきたいと思うんですが、ここの健康センター、老人福祉センターをどのようにこれから整備していくかという計画はないでしょうか。

○副市長（本田親行） 10番委員から御指摘がございましたように、健康センターは非常に老朽化しておりまして、その代替施設について議会でも2回ほど提案をお願いしたところでございます。

それが実現に至っておりませんが、そういった中でどうやっていくかということで、既存の施設を活用せざるを得ない状況がございまして、健康センターの維持修繕を図っていくわけですが、現在の位置の市立病院付近の活用ということでございましたけれども、将来的な在り方の

庁内検討の中では、本庁舎に近い辺りが利便性がいいのではないかとといったような意見も出ておりますので、今後、庁舎建設の検討と合わせながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○10番（平田るり子） 現在、本市では病院の閉院がすごく増えてきています。

今後、人口減少になれば、この市立病院は今回の小児科の新設のようにこの診療を取り入れる、市立病院が担っていくという状況がこれからも出てくるというのはもう明白にあると思います。

そうであるならば、これからこの市立病院の在り方を含めて、子供のための健康センターや高齢者のための福祉センターを、この市立病院の近くにとという案も、庁舎の案もよろしいと思います。こういった検討をしっかりとこれから考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） ほかにございませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時1分 再開

## △議案第72号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第72号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 議案第72号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、予算総額を31億8,486万3,000円にしようとするもので、当初予算より0.8%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、国保標準システムの稼働延期に伴う現行システムの運用延長経費分が151万8,000円の増額となります。

繰出金につきましては、市立病院の機器購入に対する繰出金440万円の合計591万8,000円の増額です。

以上の財源として、県補助金440万円と、他会計繰入金151万8,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） 今、県の補助金440万円って言ったんですけども、県の支出金じゃないんですか。以上の財源として、県補助金440万円と言われたんですけど、県支出金とは違うんですか。補助金でいいんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 予算書の1ページにおきまして、歳入の項目になります。こ

こちらにつきましては、款が4県支出金になっておりまして、項が1県補助金になっております。

こちらのほうの項のほうで申し上げさせてもらいました。

○委員長（吉嶺周作） 分かりました。

それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 先ほど総務費の中で、その他の委託料ということで、国保の標準システムが延長になったということだったんですけども、これの次期システムに移行のスケジュールというのは、今のところどういうふうになっているのでしょうか。

○企画調整課情報政策係長（入佐真史） この標準化事業について説明いたします。

現在、国の情報システムの標準化共通化事業がありまして、全国の自治体がばらばらに運用している基幹業務システム、こちらを統一するという取組になっております。

こちらの取組につきまして、本市が今年12月15日に稼働予定でありましたが、基幹系ベンダーの作業内容により、こちらの稼働が延期となりました。その延期につきまして、国民健康保険のシステムについて延長するという部分で、補正が生じたところになっております。

○11番（橋口洋一） 延期になるのは分かるんですけども、この先、次のシステム、標準システムに準拠するようなスケジュールっていうのはどういった形になっているんですか。

○企画調整課情報政策係長（入佐真史） 今後のスケジュールといたしましては、あくまで暫定ではありますけれども、令和8年12月7日の稼働日ということで現在調整中であります。

○11番（橋口洋一） 諸支出金の病院事業会計繰出金は、病院事業に対してという形ですけども、どういった要求があって、この繰出金が出ているところなんですか。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） 今回、枕崎市立病院において、CT画像診断装置を導入するその部分になります。

○6番（立石幸徳） 先ほどからちょっと出てるその標準システムの件なんですけどね。

これは従前から相当、全国的な取組で標準システムに替えていくという取組がなされていたわけなんですけど、今度、延期になるっていうのは、まだシステムの内容的なものが整わないといいましょか、どういう理由で令和8年12月というところと約1年間ですよ、1年間延びることになってきているんですかね。

○企画調整課情報政策係長（入佐真史） 延期をした理由といたしましては2点ございます。

まず1点目につきまして、基幹系ベンダーの要因といたしまして、様々な文字を使っているんですけども、この文字の互換というところで、安定的な稼働を迎える部分の十分なテストができていないというところで、市民の安定したシステムの提供ができないということで、1点目になります。

2点目の理由といたしましては、こちら外部要因というところなんです。

内容につきましては、接続する回線、ガバメントクラウドというこちらの環境におきまして、全国的にキャパシティの問題が報告されており、安定稼働というところに懸念性があるということで、2点目の理由となっております。

○6番（立石幸徳） それからこの関係でもう一点、標準システムにするには、相当な経費が伴うということで、この標準システム化する財源といいたしめようか、財源部分についてはもう解決というか、どういう形で財源を持つと。その辺についてはどうなっているんですかね。

○企画調整課情報政策係長（入佐真史） ただいまお尋ねがありました財源につきましてです。

結論から申しますと、国のデジタル基盤改革補助金で、現在、100%補助を受けて、稼働までいくというような状況であります。

○6番（立石幸徳） もう一つ、この国保関係でもう一点ですね、別件ですけども、早くから全国市長会のほうで、いわゆる国保の負担の在り方で、今度、いつからというのはちょっと私も記憶にないですけども、高校生までの、いわゆる負担を国保会計のほうで、これ半額をみると

ということなんですかね、全部みるということなんですかね、これが実現するような感じですよ。この内容については、担当課ではどういうふうにつかんでいるんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 全国市長会におきまして、国保制度に関する改善強化に関する重点提案等が行われまして、その中で、現在は未就学児について半額の軽減を行っている部分を、高校生まで広げる提言を行いまして、国においても、そちらの方向で今協議がなされているというところまで情報を得ているところです。

最終的に結論がどういう形になったかが、現在、把握ができていないところでございます。

○6番（立石幸徳） いわゆる国保の均等割部分のですね、高校生までの均等割を負担軽減するというので、本市の市長も県下の国保連合会の会長として、また先ほど言った全国市長会の関係もありますけど、相当尽力されて、中央への陳情かれこれ県下の国保、介護もですけども、リーダーシップを持って精力的に審議をされた成果の一つだと見ております。

ですから、ぜひこれは最終、高校生までの均等割を安くするという、これには担当課はもちろんですけども、最後まで実現できるようにやっていくべきだということを、意見として申し上げたいと思います。

○9番（禰占通男） この説明の部分のこの繰出金と4ページの歳入の交付金で、特別調整交付金でこのCT画像を求めらるって市立病院もですね。

これ市立病院で機器をそろえる場合ですね、やっぱりこうした交付金対象になる、これからまたその市立病院が何かまた新しいものを入れる、そういうときにはこういった対象にずっとなるんですかね、これは特別なんですか、今回は。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 枕崎市立病院におきましては、市立病院ということで、国保直診施設という位置づけになっております。

国保直診施設が行う事業については、助成制度が幾つかございまして、その中で、国保直診施設の建物、医療機械器具等の整備に対する助成もございまして、今回、そちらの助成制度に当てはまるということで、今回このような補正をお願いしたところでございます。

その内容につきましては、医療機械器具等の中のレントゲン装置に、今回その対象になっておりますが、それ以外の医療機械器具等についても、厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具等についても、やはり同様な助成措置が制度化されているようでございます。

その都度、そのような事案が出てきた場合は、市立病院側と密に連絡を取って、対応を取っていきたいと考えているところでございます。

○9番（禰占通男） 過去にこの市立病院で、こういった交付金を使ったというのは何かありますか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 令和5年度にも同様なものがあるようでございます。

○10番（平田るり子） 今回、市立病院の補正には出てこないんですかね。これいつ頃出るかここで分かりますか。

○副市長（本田親行） CTの更新につきましては、国保会計に対して県支出金がなされた、それを繰り出す部分と、また一般会計からも負担金という部分で負担をしていきますけども、その市立病院と一般会計との負担については3月補正で整理を行っていきますので、併せて市立病院も3月補正で計上されていくものと考えております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議ありませんので、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

### △議案第73号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第73号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○長寿介護課長（川野優治） 議案第73号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、予算総額を30億8,681万円にしようとするもので、当初予算額に対し、約7.8%の伸びとなります。

補正の内容は、一般管理費の介護保険システム改修委託料80万8,000円の増額と保険給付費の介護予防サービス給付費490万円、介護予防サービス計画給付費40万円、高額介護サービス費300万円の増額及び、居宅介護サービス給付費530万円、特定入所者介護サービス費300万円の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金55万3,000円、繰入金40万5,000円の増と、県支出金15万円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○3番（辻本貴志） 居宅介護サービス給付費について伺います。

530万円の減額ということですが、どのサービスが減っているのか、それはどういった影響から考えられるのか教えてください。

○長寿介護課長（川野優治） 今回の補正で530万円減額の理由といたしましては、居宅介護サービス給付費のうち、通所介護を計上しているところです。

通所介護につきましては、当初1,932人の2万0,676回で見込んでおりましたが、10月末までの実績を踏まえ、1,866人の1万9,965回程度で見込みました。

見込み数の減によりまして530万円の減で計上したところです。

○3番（辻本貴志） 利用する人が減っていて、事業所の問題とかそういったことはないのでしょうか。

○長寿介護課長（川野優治） 通所介護につきましては、事業所の問題ということじゃなくて、利用者の方のニーズが変わってきているということが一番の要因と認めているところです。

○6番（立石幸徳） 今の関係でもう少し整理したいんですけど、事業所の問題ということじゃないんですけど、通所サービス事業は、廃止というか、しなくなってきていると、こういうふうを確認していいわけですか。

○長寿介護課長（川野優治） 通所介護については、利用しなくなってきているというよりは、利用者のニーズが変わってきて、だんだん減ってきている状況にあるところです。

○6番（立石幸徳） 利用者ニーズが変わるといえるのは、もう少し詳しく知りたいんですけど、ニーズが変わるといえることはそういう通所サービスが必要でなくなってきたということにつなが

るんじゃないんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 通所リハにつきましては、十数年前は50%でデイサービスを利用する方が多かったんですけども、今ではデイケアを利用する傾向にありまして、機能訓練等の継続を希望する人が多い状況にあるところです。

○6番（立石幸徳） 今後の傾向というか、これからどういうふうになっていくというのをちょっと知りたいもんですからね。

そうしますと、いわゆる昔からいうデイサービスというか、事業者のバス等で送り迎えとかそういう形じゃなくて、デイケアという形で、いわゆる居宅介護というものがどんどん減っていく傾向にあると、こういうふうを考えればいいんですか。

その辺の傾向、これからの流れをちょっと知りたいもんですからね聞いていますけどね。

○長寿介護課主幹兼高齢者介護保険係長（相良勝也） 今、立石委員のほうから質疑がありました件についてですが、通常、介護の認定を受ける際に、主なものが入院をされていて、自宅に帰るために介護認定を受けるっていう傾向があるんですけども、その中で、通常のデイサービスというのがレクリエーション的などところを主にやっております。

デイケアっていうのが、退院して、自宅での生活、一番いいのは機能強化ですね、足腰が弱っていたりとかしているための機能訓練を受ける傾向にある利用者がそういった利用を希望しているケースが多い関係で、デイケアが増えるような状況が見られているところです。

○6番（立石幸徳） 私どもも市内というか、よく以前は介護事業者がバスで送り迎えをしているのを見かけるものでしたけど、今はほとんどそういうバスでレクリエーションも含めてですね、迎えに行って、事業所でいろいろサービスをするというのがほとんどなくなってきたんじゃないかなと思うもんですから、そこを確認したわけですよ。

○9番（禰占通男） デイサービスのことからデイケアの部分にそういう対象者、志向が変わってきているってことなんだけど、この利用者としては、何を望んでいるとか、いろいろそういった聞き取りとかそういうのはあるんですか。昔とちょっと変わってきているのであれば。

○長寿介護課主幹兼高齢者介護保険係長（相良勝也） 今の御質問ですけれども、今、第9期老人福祉計画及び介護事業計画を実施しているところなんですけれども、令和8年度におきまして第10期の計画を策定する予定になっております。

本年度中に、一般高齢者と若年者含め、実態調査を行う予定にしておりますので、その実態調査に基づいて、そういった傾向を考えていきたいと思っております。

○9番（禰占通男） 何もかんも介護保険が始まってからですよ、いろんな手探りでずっと来ていると思うんですけど、自治体でやり方も大分違ってきますし、そういったことをいろいろと取り組んで、高齢者が重度の介護にならないように一生懸命頑張っていると思うんですけど、そういった取組で、前もこの議場でも言ったことがあるんですけど、要支援の方が介護度のある方をまた支援してるということを私は長崎まで行って直接聞いてきたんですけど、そのときもちょっと認知があったら人の世話はできないと思っていると思うんですけど、ところがさにあらず、また世話する方もデイサービス、そういったケアという運動機能が回復すると言っているのかどうか分からないけど、またそれを遅らせることができると、当時私が行ったとき、女性の課長がちょうどいいときに来てくれましたと。ほとんどいないんですよということで説明を受けたんですけど。

本市もそういったいろんな施設ごとにそういう取組をしていると思うんですけど、やはり高齢者に生きる糧と言っては大げさか知らんけど、楽しみを与えるような活動も必要じゃなかろうかと思っているんですよ。

私が行ったところは事務的な建物を丸々福祉課が使って、昔の筋力トレーニングの器具も全部そろってました。二階には畳敷きでカラオケをする設備まであって、今終わったところですよ

言って上まで上げてもらったんですけど、やはりそういったことも必要かなあとと思って。

うちは入浴したり、デイサービスみたいなこともやっているみたいですけど、今後、そういった取組も必要じゃないですか。長くなりましたけど。

○長寿介護課長（川野優治） おっしゃるとおり、介護予防は大事だと思っておりますので、現在包括で行っていますでばつてば広場であったり、筋トレサロンについても対象者というか参加者が減少傾向にありますけども、そこについては何らかの手だてをして、参加者を増やすようなことをしながら、介護予防についてはこれまで以上に組みんでいきたいと思っております。

○9番（禰占通男） いろいろな取組、また市町村でも違う取組がありますので、そこは本市に合ったものを取り入れてもらいたいと思っております。要望しておきます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

#### △議案第74号 令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（吉嶺周作） それでは再開いたします。

次に、議案第74号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（西村祐一） 議案第74号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、内視鏡室の一部修繕による経費の増に伴い、医業費用を206万8,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億4,077万5,000円に対し、総費用8億2,333万4,000円となり、差引1億8,255万9,000円の純損失となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 今の補正部分は、内視鏡修理って今言いましたっけ。

○市立病院事務長（西村祐一） 内視鏡室の一部修繕です。

○9番（禰占通男） 内容的にはどういう修理になるんですかね。

○市立病院事務長（西村祐一） 内視鏡室の一部修繕につきましては、令和8年4月から小児科を開設する目的で、内視鏡室の壁紙がもう経年劣化で剥がれてきている部分がありますので、そこを子供たちに合わせて柔らかい色の壁紙に修繕をする予定としております。

○9番（禰占通男） その内視鏡室はどこに行くんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 内視鏡室は広い部屋になっていますので、仕切りをして、一部を使って内視鏡室は存続します。

○6番（立石幸徳） 現時点での7年度決算、約2億円近い赤字の見込みですよ。

これからいろんな補助金かれこれもあるんでしょうけれども、最終的には何かの形でこの7年度決算は黒字にできるような、そういう見通しとしてはどういうふうに判断しておられるのか聞きたいと思うんです。

○市立病院事務長（西村祐一） ただいま令和7年度の決算見込みということで、黒字に持っていけるかということだと思うんですけども、9月末ちょうど半分過ぎた段階で、収支の見込みを立てているんですが、収支見込みでは、現時点で1億4,700万円程度の赤字になると見込んでおります。

○6番（立石幸徳） そうしますと、最終的には赤字決算になりそうなんですか、金額は別にしましても。

というのは、先日私も金額は忘れましたが、鹿児島市立病院が数十億円の赤字決算ということで報道がありましたよね。医療機関自体が全国的にも7割以上が赤字と、今度国のほうも医療機関あるいは介護施設に特別に緊急に補助金も出るようですけど。

枕崎市立病院はやっぱり7年度はもう赤字と、そういうような見通しになっていくんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） ただいま6番委員がおっしゃいましたとおり、現時点での見込みは、今後人事院勧告による給与改定分もあつたりしますので、人件費も当然増えていくと。

今年度に関しましては医業収益も大きく落ち込んでいるものですから、その関係で赤字になると現時点で見込んでおります。

○6番（立石幸徳） 最後に実際の金額が出たら、またその時点でお尋ねしますが、小児科が設けられるということで、非常に市民も今回はみんな喜んでいるわけですね。

この小児科を設置することで、市立病院の経営上は、どういった試算といたしまししょうか、小児科を設けることで、経営上はプラスマイナス、その辺の試算はどのような形でされておられるんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 専門医を置いた小児科の設置につきましては、今回新たな試みですので、収益的に黒字になるか、赤字になるかはちょっと見通せないところなんですけれども、一般的に小児医療については、不採算な部門と言われております。

今、当院は日曜日と祝日の当番医日に小児診療を行っているんですが、こちらについては、令和6年度が56回診療を行いまして、受診が388人いらっしゃいました。

そうした場合に、収益が約320万円と上がっておりますが、これに対しまして、要した費用は約690万円となっておりまして、約370万円の赤字となっております。

ただ、その前の年、令和5年度が58回の診療を行いまして、受診が631人で、赤字額は約128万円となっており、受診者数の増減で赤字額は縮減されたり、また拡大したりするのではないかなというふうには考えております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

本日の審査結果については、12月19日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

吉 嶺 周 作